

幡多広域消費生活センター便り

「数億円当選した」はずが5万円の支払いに



迷惑メールは無視



申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料などの名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。
(60歳代 男性)

ひとこと助言

- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡してしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を読みだされたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めにお住まいの消費生活センターなどにご相談ください。消費生活センターの電話番号が分からない場合は消費者ホットライン188へダイヤルしてください。

(国民生活センター 見守り新鮮情報 第285号より)

困ったときは、消費生活センターへご相談ください

【幡多広域消費生活センター】

相談受付日時／月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く)

午前9時～正午・ 午後1時～5時

☎34-6301 FAX 34-6295

〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階